

建設業法に基づく手続等を定める香川県規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月25日

香川県知事 池 田 豊 人

香川県規則第48号

建設業法に基づく手続等を定める香川県規則の一部を改正する規則

建設業法に基づく手続等を定める香川県規則（昭和48年香川県規則第28号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
（書類の提出） 第2条 次の各号に掲げる知事に提出すべき書類の部数は、それぞれ正本1通及び写し2通とする。 （1）<u>法第5条（法第17条において準用する場合を含む。）の規定による許可申請書及びその添付書類</u> （2）<u>法第11条又は第12条（これらの規定を法第17条において準用する場合を含む。）の規定による届出書及びその添付書類</u> （3）<u>法第17条の2第1項、第2項若しくは第3項又は第17条の3第1項の規定による認可申請書及びその添付書類</u> （4）<u>施行規則第7条の2又は第8条（これらの規定を施行規則第13条において準用する場合を含む。）の規定による届出書及びその添付書類</u> <u>2 略</u> （建設業者提出書類の閲覧）	（書類の提出） 第2条 <u>法第5条（法第17条において準用する場合を含む。）の規定により知事に提出すべき許可申請書及びその添付書類</u>の部数は、正本1通及び写し2通とする。 <u>2 法第11条（法第17条において準用する場合を含む。）又は施行規則第8条（施行規則第13条において準用する場合を含む。）の規定により知事に提出すべき届出書及びその添付書類の部数は、正本1通及び写し2通とする。</u> <u>3 法第17条の2第1項、第2項若しくは第3項又は第17条の3第1項の規定により知事に提出すべき認可申請書及びその添付書類の部数は、正本1通及び写し2通とする。</u> <u>4 略</u> （廃業等の届出） 第3条 <u>法第12条（法第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業等の届出をする者は、届出書1通を知事に提出しなければならない。</u> （建設業者提出書類の閲覧）

第3条 略

2 略

3 知事は、前項の規定にかかわらず、提出書類の整理その他特別の理由により、臨時に、閲覧に供しない日を定め、又は閲覧時間を変更することができる。この場合においては、あらかじめ、その旨を閲覧所に掲示するとともに、インターネットの利用その他の方法により周知するものとする。

4～6 略

第4条 略

2 略

3 知事は、前項の規定にかかわらず、提出書類の整理その他特別の理由により、臨時に、閲覧に供しない日を定め、又は閲覧時間を変更することができる。この場合においては、あらかじめ、その旨を閲覧所に掲示するものとする。

4～6 略

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。